

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証(都道府県予選)

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に即し、下記項目の確認いたしました。

所属 _____

氏名 _____

記

- 1) 竹刀関連：検査本数：合計 _____ 本（大会検査所提出本数）→合格 _____ 本
 - 竹刀の長さ（全長）が適正
 - 竹刀の重さが適正
 - 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正
 - 先から8センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正
 - 先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなっている
 - 先革の長さが適正
 - 中結の位置（＝全長の約1/4）が適正
 - 各ピース（竹）の間の隙間がない
 - 破損・ささくれはない
 - 不当な付属品を使用していない
 - 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない
 - 柄革に名前の記入、若しくは押印のあるもの
- 2) 小手関連
 - こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の1/2以上を保護している
 - 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が2.5センチメートル以内である
 - 小手頭部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある
- 3) 面関連
 - 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている
 - 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある
- 4) 剣道着関連
 - 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上